

東京農工大学図書館運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      第6条 商議会は、次に掲げる委員をもって組織する。                      (1)～(6) (略)  <u>(7) 研究推進部学術情報課長</u>                      2 (略)</p>	<p>本則                      第6条 商議会は、次に掲げる委員をもって組織する。                      (1)～(6) (略)  <u>(7) 研究支援課長</u>                      2 (略)</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)  
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。